○国土交通省告示第三百七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＳＵ	142276	第二十三佐賀明神丸	平成27. 1.19
７ＪＴＨ	142306	はやと	27. 1. 7
７ＪＴＩ	142307	ＨＩＳＵＩ　ＨＯＲＩＺＯＮ	27. 1. 7
７ＪＵＣ	142382	ＣＯＲＯＮＡ　Ｑ　ＵＥＥＮ	27. 1.21
ＪＤ3771	142298	さくら	27. 1. 7
ＪＤ3776	142304	第五十七住力丸	27. 1.20
ＪＤ3782	142315	ひだか	27. 1.15
ＪＤ3802	142341	白馬	27. 1.26
ＪＤ3811	142353	こづち丸	27. 1.21
ＪＤ3812	142354	第十八すみふく丸	27. 1. 9
ＪＤ3816	142361	誠光丸	27. 1.15
ＪＤ3819	142366	百風	27. 1.23
ＪＤ3824	142373	はるか	27. 1. 7

○国土交通省告示第三百八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＩＴ	141371	ＭＹＯＫＥＮ	平成27. 1.15
７ＪＩＷ	141390	パノラミックス	27. 1.16
７ＪＩＺ	141395	ＦＩＲＳＴ　ＥＡＧＬＥ	27. 1.16
ＪＢＤＨ	124434	第六十六順洋丸	27. 1.20
ＪＩＺＴ	131559	昇鶴	27. 1.29
ＪＱＰＭ	133310	第八十八豊清丸	27. 1.19
ＪＤ2059	140106	ドリームのうみ	27. 1.26
ＪＥ2585	123197	第八十八共進丸	27. 1.28
ＪＧ4734	130198	あぜりあ丸	27. 1.15
ＪＧ5096	133129	蘆和丸	27. 1.26
ＪＩ3625	135924	旭神丸	27. 1. 5
ＪＫ4777	129600	第十八和丸	27. 1.30
ＪＫ4972	131022	げんせき	27. 1.13
ＪＫ5324	134069	第十二宝勢丸	27. 1.27
ＪＭ6126	132692	東福丸	27. 1.26
ＪＭ6397	134575	新生丸	27. 1.27

○国土交通省告示第三百九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A10131136	平成22. 4.22	140599	夢可優号

○国土交通省告示第三百十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同表二の項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改め、同表三のイの項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同表三のロの項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改め、同表四の項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年二月十二日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二十三号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月十三日から施行する。

平成二十七年三月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表Ｗ一三七一の項の次に次のように加える。

ＪＰ５５１１	ＭＡＲＩＮＥＲＳ' ＲＯＵＴＥＩＮＧ ＧＵＩＤＥ ＩＳＥ ＷＡＮ	１／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、法第５条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域

○関東地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市大原間字前表二六三番五から同市東小屋字後山四七三番八まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月九日

○関東地方整備局告示第九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久喜市大字北青柳字深町九七八番一から茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原一二四〇番七まで	前	二二・〇〇～三三一・〇〇メートル　一九・二〇〇キロメートル
	後	二二・〇〇～四八七・〇〇メートル　一九・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川淀川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

近畿地方整備局長　森　昌文

次の図面の黄緑色で着色した土地の区域。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年大阪府告示第八百九十号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に包含される土地の区域は廃止する。

次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域。

（図面省略）